

第2回熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会 議事概要

- 開催日時 令和3年12月17日（金） 14時から16時まで
- 開催場所 市庁舎4階モニター室
- 出席委員 10名全員出席（菅野委員のみweb参加）
- 発言内容 以下のとおり（条文ごとに整理）

前文

- ・熊本市は、熊本地震だけではなく、大規模な水害をこれまで経験してきた。地震以外の災害についても、もう少し伝わるような表現を検討いただきたい。
- ・復旧・復興にあった事前復興が無くなっているが、事前復興を理念の中に盛り込めないか。前文で事前復興について記載すると馴染むのではないか。

第4条 市民の役割

- ・ワークショップの中では、自分で助けてと言えるような受援力を高めるといった意見や、つながる・連携というキーワードがあった。受援力の考え方を市民の役割として入れてほしい。

第5条 自主防災組織の役割

- ・熊本市には、行政と地域が連携した身近な団体である校区防災連絡会があるので、この言葉を使ってほしい。地域住民が聞いた時に理解しやすいように、括弧書き等でもよいので記載するよう考えてほしい。条例に具体的に記載されることで、実際に活動している人たちもより動きやすくなり、やる気にもつながる。

第6条 市の役割

- ・市の役割として、防災は総合行政と前回の委員会でも申し上げたが、防災は危機管理部署だけの役割とならないよう、第6条に総合行政として全庁で防災に取り組む、みたいな表現を入れ、部署間で横串が刺せるような形にしたらい。
- ・市職員の防災活動への役割が無くなっているが、市の役割に記載できないか。市の職員は、地域の防災活動に積極的に参加することが望ましいなど、基本的な姿勢を書けないかと思う。検討いただきたい。
- ・市職員が公助の役目を果たせるように、日頃から職員の自助の取組を促すというようなものが入ってほしい。市の職員が日頃から備えているからこそ、公助に専念できる。
- ・熊本地震の際は、物資を送りたいと連絡があってもすぐに受け入れられない、受入側の体制の問題があった。日頃からの行政と企業との連絡体制の構築や訓練の実施など、連携が大事である。

第7条 避難所の運営

- ・本条文の対象としている避難所について、「市が自ら運営すべき避難所として市長が定めるものを除く」とあるが、この表現は必要か。地域が運営している小規模なところもある。地域の主体的な避難所運営が熊本地震の教訓であったはずでは。
- ・避難所の閉鎖についても事前に検討が大事であり、そこも組み入れてほしい。開けることに必死で閉じ方について言及しているところは少ない。
- ・避難所の運営に係る市の役割については、支援だけの記載となっているが、連携も大事である。

第9条 避難行動要支援者への支援

- ・災害で命を落とす方は支援が必要な方である。災害時の要支援者名簿は共助の考え方がおおもと。第9条の条文についてやさしく、かんたんに書いてあるが、地域の住民が常に支えるような共助の精神が培われるような表現にしていきたい。防災と福祉の連携が進むような表現を入れていただきたい。
- ・また、第9条2項は、条文とした時に分かりにくいため、検討いただきたい。
- ・現場では、各自治会長は、自分の情報をどこで知ったのかというようなことを言われ、悩まされている。
- ・個人情報の取扱いについて、実際に対応する現場で説明ができるよう、ぜひ詰めて考えていただきたい。

第10条 正確な情報の発信

- ・10条について、市側の発信についてのみ記載されているが、受け手も大事。双方向の視点で検討していただきたい。

第11条 多様性の尊重

- ・ベースとして、災害弱者が安心して避難できることを前提としてもらえれば、より良くなると思う。
- ・熊本地震では避難所に雑魚寝だったが、最近の災害の映像等を見ると、避難所運営が進化している。今後、避難所の作り方も考えていただきたい。
- ・市内の外国人は6,600人を超えており、今後さらに増えていく。外国の方も含めた全ての市民の人権が守られるような表現にしてもらいたい。外国人は違う文化や背景を持っているため、そういったところにも配慮するように考慮してもらいたい。

第13条 復旧 14条 復興

- ・復旧、復興について、もう少し丁寧に書き込んだほうがよい。熊本市は、熊本地震の際の支え合いセンターの設置など良い取組だったため、そのような暮らしに寄り添う

ような表現を条文にいれたらよいと思う。

第16条 防災教育

- ・理念だけで書いてしまうと背景が見えにくくなる。具体的な書きぶりも必要。防災教育もさっぱりと書かれているが、誰と相互連携するかなど、詰めていく必要がある。
- ・熊本地震を1年生で経験した子どもが現在6年生となっており、来年度には当時小学生だったという子どもが小学校にはいなくなる。今後、学校における語り継ぎも重要であり、16条にももう少し詳しく入れられたら良いと思う。

全体について

- ・この条例は誰向けのものなのか。条文が難解であり、市民がこれを読んでもなかなか理解できないのではないか。
- ・市民の定義に事業者が含まれているが、事業者がこれをみて自分たちのことを言っているとは気付かないと思う。
- ・熊本市自治基本条例は、ですます調になっている。他の条例では、市民と事業者を分けて書いているものもある。
- ・市民が読んで、自分たちには防災としてこういうことを求められていると分かるようにしていただきたい。
- ・条例を作った後に、それぞれの部局でどの計画のどの部分を改定していくなど、行動計画を表などにして整理する必要がある。具体的なところまで示せることが大事。